

地域活性化総合特別区域指定申請書

平成23年9月30日

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿

大阪府知事 橋 下 徹

大阪府泉佐野市長 千代松 大耕

総合特別区域法第31条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域について指定を申請します。

地域活性化総合特別区域 指定申請書



国際医療交流の拠点づくり 「りんくうタウン・泉佐野市域」



平成 23 年 9 月 30 日

大阪府・泉佐野市

目 次

指定を申請する国際戦略総合特別区域の名称	1
1 指定申請に係る区域の範囲	1
i) 総合特区として見込む区域の範囲	
ii) i)のうち、個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域	
iii) 区域設定の根拠	
2 指定申請に係る区域における地域の活性化に関する目標及び その達成のために取り組むべき政策課題	1
i) 総合特区により実現を図る目標	
ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策	
iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要	
3 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする 事業の内容	8
i) 行おうとする事業の内容	
ii) 地域の責任ある関与の概要	
iii) 事業全体の概ねのスケジュール	

◇指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区

1 指定申請に係る区域の範囲

i) 総合特区として見込む区域の範囲

大阪府泉佐野市の区域。

(55.03平方キロメートル)



ii) i)の区域のうち、個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域

医療に係る特例措置:りんくうタウン地区(同市りんくう往来北及びりんくう往来南)

※提案する措置内容:外国医師等臨床修練制度の緩和、特定病床設置に係る手続緩和、動物輸入検査制度の緩和、医療施設等施設整備費補助制度の拡充など

iii) 区域設定の根拠

関西国際空港(以下、「関空」という。)を臨むりんくうタウン地区において、地域の医療資源を活かし国際医療交流拠点を形成するため。また、訪日外国人の誘客により、りんくうタウンを含む泉佐野市域の活性化を目指す。地域活性化総合特別区域通訳案内士(以下、「特区案内士」という。)が市域全体で活動できるようにする必要があるため。

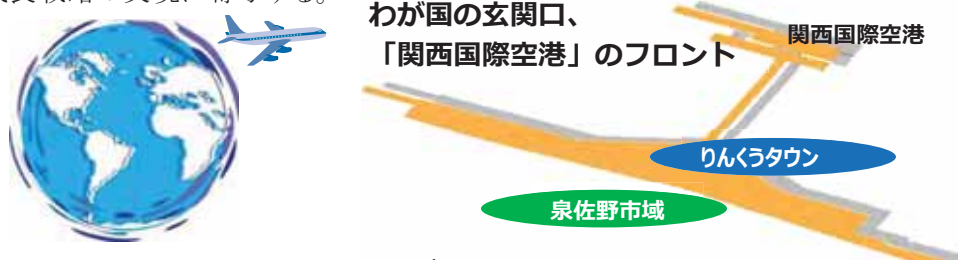
2 指定申請に係る区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

i) 総合特区により実現を図る目標

ア) 定性的な目標

26ヶ国・地域、73都市、週761便(H23年夏ダイヤ)の国際ネットワークで世界と結ばれる 関空の目の前という立地特性を最大限に活かし、国内外の人々が訪れ、交流する、魅力と活力ある地域づくりを目指す。

特区指定を起爆剤に、地域の資源を活かした取組みをより活発にし、本地域をはじめ、大阪・関西の活性化を図る。さらに、国際医療交流の推進や外国人訪日の回復・促進につなげ、わが国の新成長戦略の実現に寄与する。



《国際医療交流の拠点づくり》

がん医療や獣医療など地域の医療資源を活かし、海外の医師との交流や医療機能の充実、海外の動物(ペット)の診療、医療や健康目的での観光客訪日促進など、国際医療交流の拠点づくりを進め、地域の活性化を図る。

《訪日外国人へのホスピタリティや地域魅力の向上による訪日促進》

外国人が病院で診療を受ける場合に大きな課題となる医療通訳を多数養成し、域内外の医療機関との遠隔通訳ネットワーク化により、在住外国人はもとより、訪日外国人の医療サービスを充実し、訪日旅行の安全・安心をサポートする。

本地域は、訪日外国人が空港に到着して最初に触れ、最後に訪れる地域として、日本の印象形成に重要な地域であることから、外国人へのホスピタリティや地域魅力の向上を図り、本地域や大阪・関西への観光を促進するとともに、外国人の訪日促進につなげる。

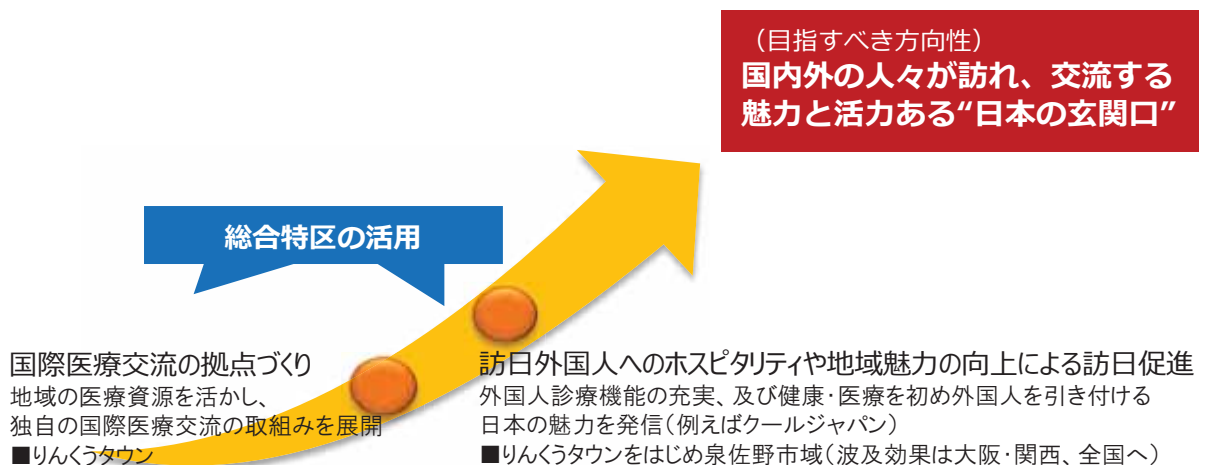
(解説) 本地域は、長期的な展望のもと、国内外の多種多様な人々が集まり、触れ合い、喜び、創る“日本の玄関口”にふさわしい、魅力と活力あるまちづくりを目指している。

第1段階として、地域の医療機関のこれまでの取組みをさらに充実し、新たな展開をすることで、「国際医療交流の拠点づくり」による包括的・戦略的にまちづくりを進める。

さらに、本地域で蓄積された外国人診療の実績を活かし、医療通訳の育成をさらに進めて訪日外国人の安心をサポートするとともに、訪日外国人を引き付ける観光資源の再評価や新たな魅力づくりを行い、誘客促進による地域産業の活性化を図る。

また、地域住民が通訳案内士などとして地域の魅力をアピールし、外国人をおもてなしすることで、住民の地域に対する愛着や誇りを高めるとともに、国際意識の醸成を図る。

総合特区制度を活用し、これらの取組みを加速し、実現することにより、地域や大阪・関西の活性化はもとより、震災で低迷する外国人訪日の回復・促進に寄与し、新成長戦略の下支えに取り組みたい。



イ) 評価指標及び数値目標

評価指標(1): 国際医療交流の推進及び外国人診療機能の充実

数値目標(1): a) 外国医師臨床修練等受入数(新規) → 累計約100件(H27年度末)

〈ゲートタワーIGTクリニック等での外国医師等臨床修練受入れ実績〉

b) がん患者診療数

累計約7,000件(H22年度末。H22実績は約1,200件)

→ 累計約32,000件(H27年度末)

〈ゲートタワーIGTクリニック、りんくう出島クリニック等でのがん患者診療件数〉

c) ペット(犬・猫)等診療数

約4,600件(H22年度末) → 約6,000件(H27年度末)

〈大阪府立大学獣医臨床センターでのペット診療数〉

d) 医療通訳育成数 約60人(H22年度末) → 約200人(H27年度末)

〈りんくう総合医療センター、IMEDIATAでの医療通訳育成実績〉

e) 遠隔医療通訳ネットワーク医療機関数(新規) → 約50機関(H27年度末)

〈IMEDIATAによる遠隔医療通訳ネットワークの医療機関連携実績〉

評価指標(2): 外国人訪日等の促進

数値目標(2): a) 地域への訪問者数・経済(消費)効果

約1,000万人(外国人実宿泊者数約40万人)約1,500億円(H22年度末)

→ 約1,200万人(外国人実宿泊者数約50万人)約1,800億円(H27年度末)

※参考指標;大阪府域への外国人訪問数 400万人(H25年度末)

〈地域訪問者数: 地区内の商業施設来場者数、ホテル宿泊者数等の合計〉

〈経済波及効果: 1人当たり1.5万円の消費で算出。JNTO訪日外客消費動向調査

2007-2008及び商業施設等へのヒアリングをもとに単価算出〉

b) 特区案内士登録者数(新規) → 累計約100人(H27年度末)

〈特区案内士の登録の実績〉

ウ) 数値目標の設定の考え方

現時点で想定する各事業の寄与度は以下の通り。

目標達成に寄与する事業	数値目標(1)	数値目標(2)
高度がん医療拠点の形成事業	大(a, b)	中(a)
高度獣医療拠点づくり事業	大(c)	中(a)
健康や医療目的の訪日観光促進事業	—	大(a, b)
国際医療サポートセンター事業	大(d, e)	中(a, b)
ホスピタリティ・地域魅力の向上事業	—	大(a, b)

ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

ア) 政策課題

関空フロントの立地特性や地域の医療や観光の資源を最大限に活かし、住民参加のもと地域活性化を図るとともに、「国際医療交流の推進」や外国人へのホスピタリティ向上による「訪日促進」により、国の新成長戦略に寄与する包括的、戦略的な取組みを進めていくこととしているが、様々な課題が存在。総合特区制度の活用により、これらの課題を乗り越え、取組みを進めたい。

まず、国際医療交流の推進については、本地域の医療機関が、海外の医師との交流や医療機能の充実などを積極的に展開することとしているが、制度的な課題がある。また、今後、海外の動物(ペット)の診療に取り組むたいが、これについても制度上の課題が見られる。

次に、外国人のホスピタリティ向上については、増加する訪日外国人に対応できるよう、より多くの医療通訳を養成し、広域的な医療通訳ネットワークづくりが必要である。また、訪日外国人が空港に到着して最初に触れ、最後に訪れる地域として、日本の印象形成に影響する重要な場所として、地域魅力の体験や地域住民による案内などおもてなしが求められる。

◇対象とする政策分野： z)その他(国際医療交流) o)観光

イ) 解決策 ※【 】は主な「規制・制度の改善」提案事項

(1) 国際医療交流の推進

①国際交流を通じた高度がん医療機能の充実

- ・海外の医師等との交流促進【外国医師等臨床修練制度に係る規制緩和】
- ・様々な治療法を集約した高度がん医療拠点の設置運営【特定病床設置手続きの緩和】

②国際交流を通じた高度獣医療機能の強化

- ・国内外の医療機関との共同研究、海外のペット(犬・猫)診療の環境整備による国内外のペット診療拠点化【輸入検疫制度の緩和】

③健康や医療目的の訪日観光促進

- ・生活習慣病対策など医療・健康をテーマとするツアーの企画や医療機関における取扱い【通訳案内士法の緩和、旅行業法の特例】

(2) 訪日外国人へのホスピタリティ向上及び誘客促進

①医療通訳など外国人診療機能の充実

- ・実践的な医療通訳の拡充、医療通訳レベルの“見える化”、遠隔通訳ネットワークの構築及び外国人診療の環境整備【医療通訳認定制度の創設、救急患者等外国人旅行者診療に係る未収金補てん制度の創設】

②訪日外国人へのホスピタリティ・地域魅力の向上

- ・日本体験・交流型ミニツアーの企画及び宿泊施設や観光案内所等における取扱い、ショッピング魅力の強化、多言語対応の促進【通訳案内士法の特例、旅行業法の特例】

iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要

① 地域の歴史や文化

本地域は、大阪都市部と和歌山市のほぼ中間に位置し、古くから商・工・農・漁業が栄えてきた。中世荘園の国史跡の「日根荘遺跡」、経済流通の拠点として江戸時代の街並みが残る「さの町場」、大阪府内唯一の温泉郷である「犬鳴山温泉」、活気ある朝市が行われる「泉佐野漁港」など、歴史や産業は今に引き継がれ、観光資源となっている。



平成6年9月の関西国際空港の開港を契機に、世界と日本を結ぶ玄関都市として、世界の人々との交流を図る国際都市を目指したまちづくりを進めている。空港の対岸には、空港機能の支援補完と併せ、空港と地域が共に繁栄する新しいまちづくりを目指して、大阪府がりんくうタウンの造成をし、平成8年にまちびらきが行われた。

② 地理的条件

本地域は、わが国の国際拠点空港の中で最もアジアにアクセスが良い関空の対岸にある“日本の玄関口”であるとともに、海や山に囲まれた自然豊かな地域である。

③ 社会資本の現状

本地域には、24時間運用可能な国際拠点空港である関空があり、26ヶ国・地域、73都市、761便/週(H23年夏ダイヤ)の国際ネットワークで世界と結ばれている。

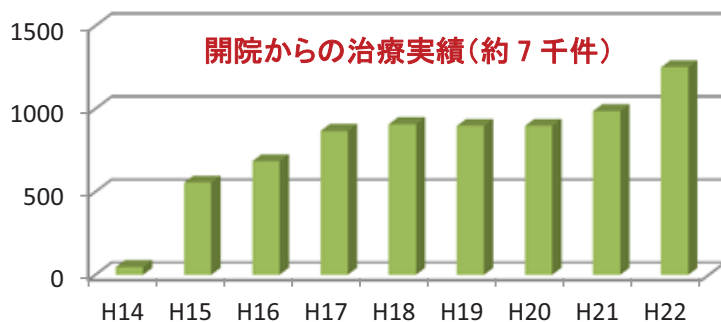
また、2本の鉄道網(JR、南海電鉄)、2本の高速道路(阪神高速道路湾岸線及び阪和自動車道に接続する関西空港自動車道)が結節しており、都心へのスムーズなアクセスが可能である。

④ 地域独自の技術の存在

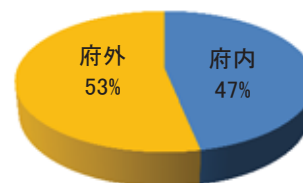
《ゲートタワーIGTクリニック》

1983年に大阪市立大学で開発された、大阪発祥の技術である動脈塞栓術を活用したがん治療専門クリニック。全国からがん患者が訪れる、わが国有数の施設(H14～22年で約7千件。H23年8月の実績では、初診患者の半数以上が大阪府域外から来院。)。また、独自に開発した動脈塞栓材料は、50カ国以上で使用されている。

<http://www.igt.jp/>



初診患者来院状況(H23年8月)

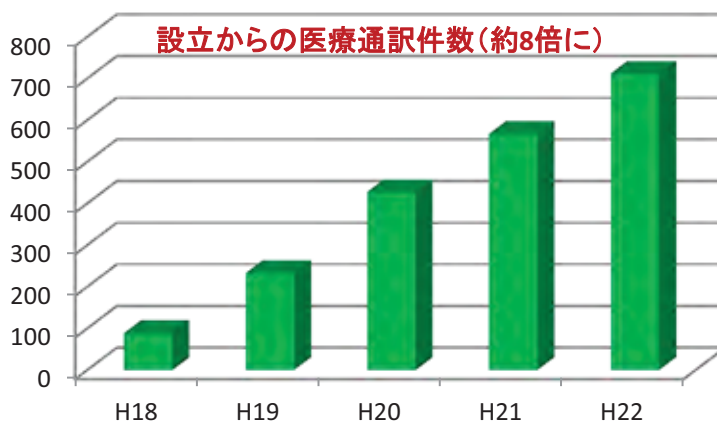


《地方独立行政法人りんくう総合医療センター、IMEDIATA》

関西国際空港の対岸にある総合病院として、わが国の医療機関に先駆け、平成18年度に国際外来を開設した。医療通訳(英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語。現在約60名)をスタッフとして配置し、言葉(文化)の壁で困っている患者を対象に医療サービスを提供している。医療通訳の実績は、初年度は88件であったが、口コミ等により徐々にその実力が知られるようになり、平成22年度では711件に達している。全国で唯一、医師等医療者が組織的に育成しており、実践力には定評がある。医療通訳者は平成22年にNPO団体「IMEDIATA(りんくう国際医療通訳翻訳協会)」を立ち上げ、平成23年には一般社団法人化。

<http://www.rgmc.izumisano.osaka.jp/>

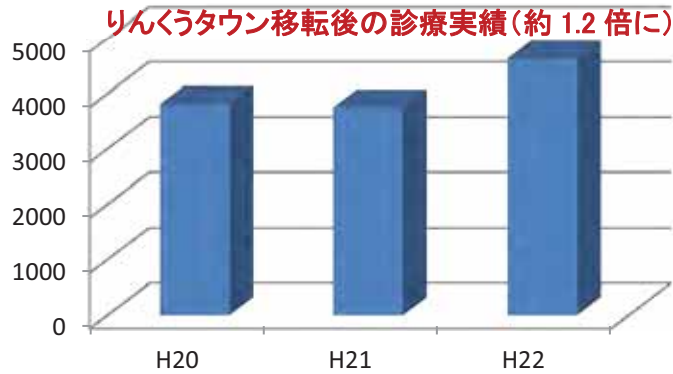
<http://www.imediata.jp/>



《公立大学法人大阪府立大学(獣医臨床センター)》

動物専用のリニアックやMRIなど最先端の獣医療機器を備え、極めて高度な動物治療や科学研究を展開している。平成21年に堺市からりんくうタウンに移転後は、地の利の良さもあり、大阪府域をはじめ西日本などから約4,600件の診療実績がある(H22年度)。このような機器を有する施設は全国的にも数少なく、医療機関との新たな先端的医療技術開発のための多角的な共同研究を推進することができる。

<http://www.vet.osakafu-u.ac.jp/hospital/index.html>



⑤地域の産業を支える企業の集積等

りんくうタウンには、動脈塞栓術によるがん治療を専門とするゲートタワーIGTクリニック、公立大学法人大阪府立大学(獣医臨床センター)、平成23年4月に地方独立行政法人化したりんくう総合医療センターなどの医療資源の集積がある。

また、関西国際空港から出国する訪日外国人が多数来店するアウトレットモール(本商業施設を運営する会社は日本各地でアウトレットモールを展開しているが、本施設が外国人顧客シェアNo1)など大型商業施設が建ち並び、海外、特にアジアから日本のショッピングセンターとして位置づけられている。

⑥人材、NPO等の地域の担い手の存在等

ゲートタワーIGTクリニック院長の堀信一氏は、“がんの名医”としてテレビなどマスコミに取り上げられることも多く、国際学会のシンポジウムにおける講演や中国、韓国など海外の医療機関とも活発に交流しており、経済産業省の海外向け医療機関紹介サイト“Medical Excellence Japan”にも、がん治療の10医療機関の1つとして掲載されている。

また、平成22年度に、りんくう総合医療センターの医療通訳をメンバーとするIMEDIATAが設立され、活動を開始、平成23年7月に一般社団法人化している。

さらに、公立大学法人大阪府立大学(獣医臨床センター)は、約30名の獣医師、約10名の動物看護師等を配置し、充実した診療体制を整えている。

一方、本地域の内陸部には、泉佐野地球交流協会があり、20年以上にわたって、外国人と市民のふれあいを目的とした国際交流事業を、ボランティアが主体となって行っている。

また、泉佐野市観光協会においては、50年以上にわたり、泉佐野市より市内の観光振興を委ねられており、集客向上に向けて取り組んでいる。

さらに、泉佐野観光ボランティア協会においては、住んでいる街の良さを知ってもらい、市外来訪者に対しておもてなしを提供することを目的で設立され、市の観光振興を推進するため、市内のイベントへの参加や観光ガイドなどに積極的に取り組んでいる。

⑦地域内外の人材・企業等のネットワーク

ゲートタワーIGTクリニックは、京都の免疫治療クリニックや、和歌山の漢方(東洋医学)クリニックなどと密接に連携している。

地方独立行政法人りんくう総合医療センターでは、同病院が中心となった府域(一部和歌山県)との地域医療ネットワークの効率的、円滑な運用を行っている(りんくう医療ネットワーク)。

公立大学法人大阪府立大学は、ゲートタワーIGTクリニックなどの医療機関と共同研究の協定を締結している。また、関空内の農林水産省動物検疫所や隣接する大阪府家畜保健衛生所と相互に研修生を受け入れるなど連携を図っている。このほか、獣医師のネットワーク等により国内外の大学や医療機関とも交流を行っている。

さらに、関西国際空港株式会社や電鉄会社、商業施設などで構成される「りんくう・関空にぎわいづくり協議会」が毎年リレーマラソンを主催しているほか、複数の商業施設が連携して共同イベントを実施している。

⑧その他の地域の蓄積

関空の玄関都市である泉佐野市には、多くの訪日外国人が宿泊しているため(H22年4-6月期全国第6位・観光庁調)、同市としても外国人訪日促進事業に力を入れており、平成23年8月には、観光庁から「外客受入促進地域」として選定された。

3 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

i)行おうとする事業の内容

《高度がん医療拠点の形成事業》

ア)事業内容

ゲートタワーIGTクリニックはカテーテルを用いた動脈塞栓術によるがん治療の専門クリニックであり、全国のがん患者が訪れている。国際医療交流にも熱心であり、今後、海外の医師等の交流を一層活発にし、がん医療機能のさらなる強化を図っていく。

また、様々ながん治療法を1か所で提供する「りんくう出島医療センター」を整備し、より自分にあった治療法を患者に提供、国内外のがん患者へのサービス充実を図る(「りんくう出島医療センター」計画。H26年度目途)。

さらに、ミネソタ大学(アメリカ)やバイオスフェアメディカル(フランス)の医療関係機関とともに、公立大学法人大阪府立大学で新たな塞栓材料の開発等に向けた共同研究の実施を協議中(H24年4月開始予定)。



当該事業を実施することにより、主に数値目標(1)の a) 外国医師等臨床修練受入数及び b) がん患者診療数等の実現を図る。

イ) 想定している事業実施主体

ゲートタワーIGTクリニック(H24年1月医療法人化予定)、りんくう出島株式会社(医療施設の企画・コンサルタント業務、医療事務の受託業務等)、りんくう出島クリニック、特定目的会社(りんくう出島医療センター設置運営を目的に設立予定)など

ウ) 当該事業の先駆性

当該事業の核となるゲートタワーIGTクリニックは、大阪市立大学発祥の動脈塞栓術に特化した医療機関。外科治療、放射線治療、全身化学療法によるがん治療が功を奏せず、より自分にあった治療法を探し求めるがん患者のQOL(人が充実感や満足感を持って日常生活を送ることができること)の向上や余命の延長を図ることをミッションとしている。このため、アメリカの医療機器メーカーと共同開発を行ったり、積極的に海外の医療機関と交流を図ったり、などわが国でも独自の取組みを進めている。

動脈塞栓術を核に、様々ながん治療法を1か所で提供する仕組みを構築することで、患者のさらなるQOLの向上と、専門医の技術向上に伴う治療の効率化による医療費削減効果が期待される。

エ) 関係者の合意の状況

外国からの臨床修練医師等の受入について、Fuda Cancer Hospital(中国)、宣武医院(中国)や北京大学第三医院(中国)、SAM Medical Center(韓国)、アメリカ、フランスのほか、台湾、インド、オーストラリア、ブラジルなど交流のある医療機関等から「臨床修練医師及び研究者を送りたい」という意向が示されている。

国立大学法人大阪大学や公立大学法人奈良県立医科大学と連携、共同臨床研究の実施や、臨床修練医師の受入を行う。

ゲートタワーIGTクリニックは社団法人泉佐野泉南医師会の会員であり、構想内容を理事会で説明済み(H23年2月)。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

ゲートタワーIGTクリニックの堀院長は、国際学会のシンポジウムにおける講演や、中国の病院における講演を行うなど国際交流に積極的に取り組んでおり、海外の医療機関も当該クリニックに来院するなど、相互交流の熟度が高まっている。

また、「りんくう出島医療センター」の前段階として、動脈塞栓術のほか、免疫療法、漢方、温熱療法、カウンセリングを1か所で提供する「りんくう出島クリニック」を、りんくうゲートタワービル12階に開院する(H23年10月1日)。

なお、ゲートタワーIGTクリニックは平成24年1月に医療法人化予定。

《高度獣医療拠点づくり事業》

ア)事業内容

海外の大学や医療機関との交流を促進、先端的獣医療に関連した研究の連携・共同研究を推進するとともに、外国のペット（犬・猫）を大阪府立大学獣医臨床センターで診療を行い、国内外の高度獣医療の拠点を目指す。

当該事業を実施することにより、主に数値目標(1)のc) ペット(犬・猫)等診療数の実現を図る。



イ)想定している事業実施主体

公立大学法人大阪府立大学

ウ)当該事業の先駆性

大阪府立大学獣医臨床センターは、動物専用のリニアックやMRIなどの最新医療機器を整備し、高度な獣医療を実施している。国際空港の隣接性を活用し、国内外の獣医療の拠点づくりを目指すのは、わが国で初めての先駆的な取組み。

エ)関係者の合意の状況

交流のある中国農業大学動物医学院、北京海洋館、島丈動物病院や思威国際動物病院など中国の大学や医療機関と共同研究の推進を図ることとしており、同センターにおける診療について、「検疫制度の緩和が実現すれば、海外の“り患動物”を紹介できる」と確認している。

また、飼い主の宿泊受入体制について、近隣のスターゲイトホテルとの間で特別料金の設定について合意済み。

オ)その他当該事業の熟度を示す事項

動物検疫所関西空港支所に構想内容を説明済み(H23年5月)。

また、JTB西日本及びJプロデュースが、海外の旅行代理店等を対象にモニターツアーを実施し、プロモーション活動に取り組む(H24年1月予定)。

《健康や医療目的の訪日観光促進事業》

ア)事業内容

生活習慣病対策など健康や医療をテーマにした観光ツアーの提供により、世界中で関心の強い、健康や癒しを目的とする外国人観光客の誘客を促進する。

また、医療機関や飲食店、温泉等が連携し、現地の健康・観光ツアーを企画、医療機関等においてツアー商品を取り扱い、医療通訳が通訳案内を行えるようにすることで、患者や同伴者などが滞在中の空き時間を活用し



てツアーに参加できる態勢を整える。

当該事業を実施することにより、数値目標(2)の実現を図る。

イ) 想定している事業実施主体

JTB 西日本、Jプロデュース、ゲートタワーIGT クリニック、りんくう出島クリニックその他白雲会などの医療機関、泉佐野市観光協会、泉佐野地球交流協会、泉佐野観光ボランティア協会、インバウンド観光地域づくりプラットフォーム委員会(H24年1月設立予定)など

ウ) 当該事業の先駆性

患者の空き時間や同伴者などを対象に、健康・観光ツアーを医療機関において取り扱うことは、わが国初の取組み。また、医療通訳が特区案内士を兼ねることで、訪日外国人に一貫した通訳サービスを提供する試みは、ホスピタリティを格段に向上させる画期的な取組みである。

さらに、本地域の内のみならず、本地域を発着して大阪市内や京都、奈良、和歌山などを巡るツアー販売の要件改善提案は、従来の「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」と比較して斬新なもの。

エ) 関係者の合意の状況

事業実施主体について、地域協議会(観光WG)における協議等を通じて合意形成を図った。

また、特区案内士の研修について、泉佐野市が観光協会等と連携して実施する旨、地域協議会(観光WG)における協議等を通じて合意形成を図った。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

JTB西日本及びJプロデュースが、海外の旅行代理店等を対象とするモニターツアーを実施、外国人による検証を行うとともに、プロモーション活動に取り組む(H24年1月予定)。

《国際医療サポートセンター事業》

ア) 事業内容

地方独立行政法人りんくう総合医療センターにおける外国人診療件数は毎年増加していることから、外国人患者の受付や入退院の手配あるいは海外保険会社等との交渉などを行う、医療等の知識を有し、語学に精通する人材を育成・配置し、国際外来機能の充実を図る。

また、大学や通訳学校等と連携し、より多くの実践的な医療通訳を養成するとともに、IMEDIATAを中心

にICTを活用した遠隔医療通訳ネットワークを構築し、地域内外の連携医療機関において、在日外国人はもとより、訪日外国人に対する医療サービスの向上を目指す。

このため、本地域をモデルに「医療通訳」の認定制度及び救急患者など外国人旅行者に係る未収金の補てん制度を創設、医療通訳を職業として成立させる仕組みを構築する。



当該事業を実施することにより、主に数値目標(1)の d) 医療通訳育成数及び e) 遠隔医療通訳ネットワーク医療機関数の実現を図る。

イ) 想定している事業実施主体

IMEDIATA、地方独立行政法人りんくう総合医療センター、りんくう出島株式会社、大阪大学の医療通訳講座や株式会社インタースクールなど通訳専門学校、多文化共生センターきょうと、和歌山大学、連携医療機関など

ウ) 当該事業の先駆性

本地域の医療通訳は、わが国で唯一、医師等医療者が医療現場で組織的に育成。他府県を旅行中の外国人も来院されているため、本地域の国際外来機能の充実を図る一方で、遠隔医療通訳による連携医療機関の拡大を目指す。

また、大阪大学の医療通訳講座や専門学校などで研修を受講した者を対象に、地方独立行政法人りんくう総合医療センター等で実地研修を行い、実践的な医療通訳の組織的な育成を図っていく。

取組みにあたっては、寄付金や補助金だけに依存するのではなく、医療通訳の生活と職業倫理を支える適正な報酬が支給できるよう、ソーシャルビジネスとして実施することを目指す。

エ) 関係者の合意の状況

国際外来の充実は、りんくう総合医療センターにおいて方針を決定、医療通訳養成及び遠隔医療通訳ネットワークは、IMEDIATAと地方独立行政法人りんくう総合医療センターが上記事業実施主体と協議を行い、合意形成を図った。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

地方独立行政法人りんくう総合医療センターは国際外来を平成 18 年度に開設し、これまで約 60 名の医療通訳を養成。同病院の医療通訳により、平成 22 年度にIMEDIATA(りんくう国際医療通訳翻訳協会)を設立し、平成 23 年7月に一般社団法人化している。

平成 21 年度から通訳専門学校と提携し、医師が直接教える医療通訳講座を実施している。

医療機関とのネットワークである「りんくう医療ネットワーク」をすでに構築しており、わが国初となるタブレット型端末によるフェイス・ツウ・フェイスの遠隔医療通訳を、システムの開発者である多文化共生センターきょうとや和歌山大学と連携しながら進めていく。

《ホスピタリティ・地域魅力の向上事業》

ア) 事業内容

国際交流に係るネットワークを強化し、在阪留学生との連携など外国人の視点を取り入れた地域観光資源(犬鳴山温泉、佐野漁港、さの町場など)の再評価・再検証を行い、関係者間でデータやノウハウを共有する。これにより、最初に触れ、最後に訪れる“日本”として、ホスピタリティあふれる体験・交流型のミニツアーのほか、



本地域を拠点にして関西地域を訪れるツアーづくりを実施、造成されたツアーをホテル事業者や観光案内所等で取扱う。

また、地域の観光魅力を熟知した通訳(主に地域住民)が訪日外国人を案内することで、ホスピタリティの向上を図るとともに、外国人訪問の目的の一つであるショッピングの魅力を強化する。

さらに、特区案内士の育成等事業やスマートフォンを活用した街案内ソフトの導入による多言語対応の促進、インターナショナルカフェの設置によるインターネット対策の充実、留学生に帰国後も本地域の魅力を伝えてもらう「親善大使」などの仕組みを構築する。

当該事業を実施することにより、数値目標(2)の実現を図る。

イ) 想定している事業実施主体

JTB西日本、Jプロデュース、泉佐野市観光協会、泉佐野地球交流協会、泉佐野観光ボランティア協会、インバウンド観光地域づくりプラットフォーム準備委員会(H24年1月設立予定)など

ウ) 当該事業の先駆性

在住外国人の視点で造成したツアーを、ホテルのフロントだけでなく観光案内所など地域の各所で扱い、地域を熟知した住民等による特区案内士が案内することは、地域を上げた観光客のおもてなしとして独特の取組みである。

エ) 関係者の合意の状況

事業実施主体について、地域協議会(観光WG)における協議等を通じて合意形成を図った。

また、特区案内士の研修について、泉佐野市が観光協会等と連携して実施する旨、地域協議会(観光WG)における協議等を通じて合意形成を図った。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

JTB西日本及びJプロデュースが、海外の旅行代理店等を対象とするモニターツアーを実施、外国人による検証を行うとともに、プロモーション活動に取り組む(H24年1月予定)。

各事業の共通事項

・「ア 事業内容」

プロモーション活動について、事業者個々の取組みに加え、プロジェクト全体の取組みを地域協議会(事務局:大阪府)のホームページや、泉佐野市の海外交流都市(中国上海市徐匯区)を通じて行う。

・「エ 関係者の合意の状況」

地域協議会の会員に対して、地域協議会の場等における協議を通じて合意形成を図った。

ii) 地域の責任ある関与の概要

ア) 地域において講ずる措置

a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

〔現行の支援措置〕

- ・産業集積促進税制(不動産取得税の1/2軽減)(大阪府/H13年から措置)
- ・企業誘致奨励金(泉佐野市/H13年から措置/H23年度予算額54百万円)
- ・外国人訪日促進事業(観光コンシェルジュ事業)
(泉佐野市/H22年から措置/H23年度予算額21百万円)

〔検討中の支援措置〕

- ・産業用地取得費に対する補助金(大阪府)
- ・企業誘致奨励金の交付額割増規定の要件緩和(泉佐野市)

b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

りんくうタウンの公園区域の一部を商業区域に変更(H22年2月都市計画変更)し、外国人にも人気の高いアウトレットモールの第4期拡張用地に決定(H24年7月に拡張予定であり、総店舗面積延べ約39,500㎡、西日本最大となる)。

c) 地方公共団体等における体制の強化

大阪府住宅まちづくり部タウン推進室を増員、関係部局等で「りんくうタウン活性化連絡会議」を設置。

泉佐野市生活産業部商工労働観光課を増員、「まちの活性化プロジェクトチーム」を設置。

d) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

財団法人大阪府タウン管理財団や泉佐野商工会議所等を中心に、エリアマネジメント組織の立上げを準備中(H23年度中に設立予定)。

イ) 目標に対する評価の実施体制

a) 目標の評価の計画

毎年4月に各主体が前年度の実績報告書(自己評価を含む)を作成し、地域協議会事務局に提出する。事務局は、総合特区計画等に定める目標(数値目標を中心)との検証を行い、全体評価書を作成する。

b) 評価における地域協議会の意見の反映方法

毎年5月に地域協議会を開催し、事務局が作成した評価書をもとに、目標と実績の分析、今後の取組み方針、総合特区計画変更の必要性の有無等を議論し、PDCAサイクルを回す。なお、評価に当たっては、客観性を確保するため、外部の学識者による外部評価を実施する。

c) 評価における地域住民の意見の反映方法

実績及び評価に関する情報をホームページで開示し、地域協議会では地域住民等から提出された意見を参考にして議論を行う。

iii) 事業全体の概ねのスケジュール

ア) 事業全体のスケジュール

H23～25 年度: 現行事業を継続。規制緩和等の措置により、実施可能なものから順次開始。

H26 年度～ : 各事業を本格的に展開。ネットワーク拡大により、積極的に事業展開。

各事業の詳細スケジュールは別紙のとおり。

イ) 地域協議会の活動状況

H21.2～ 現地域協議会の主要メンバー(ゲートタワーIGT クリニック等)で協議を開始。

H22.7/H22.9 総合特区のアイデアを提案。

H23.1.26 「りんくうタウン国際医療交流推進協議会」を設立、第1回会議開催。

H23.2.17 第1回医療 WG 開催。

H23.3.1 第1回観光 WG 開催。

H23.3.22 第2回協議会開催。

H23.5.20 第2回医療 WG 開催。

H23.8.3 医療・観光合同 WG 開催。

H23.9.1 第3回協議会開催(総合特区法に基づく地域協議会に位置付け。第1回地域協議会)

H23.9.28 第4回協議会開催(第2回地域協議会)

設立目的: 「りんくうタウン・泉佐野市地区」を国際医療交流の拠点とし、医療を通じた国際貢献及び国際交流並びに地域の活性化を図ることを目的とする。

構成員: 泉佐野観光ボランティア協会

泉佐野市

泉佐野市観光協会

泉佐野商工会議所

特定非営利活動法人 泉佐野地球交流協会

一般社団法人 IMEDIATA(りんくう国際医療通訳翻訳協会)

大阪府 ※事務局

公立大学法人 大阪府立大学(生命環境科学部附属獣医臨床センター)

ゲートタワーIGTクリニック

株式会社 JTB 西日本

地方独立行政法人 りんくう総合医療センター

りんくう出島 株式会社 ※50 音順

役員等:会長 堀信一(ゲートタワーIGTクリニック院長)
副会長 南谷かおり(一般社団法人 IMEDIATA理事長)
外部評価委員 川上浩司(京都大学医学研究科教授)
浦達雄(大阪観光大学観光学部長・教授)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
高度がん医療拠点の形成事業	10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3
りんくう出島医療センター計画	ゲートワー-IGTクリニック（ゲートワービル1F）				
	りんくう出島クリニック開院（ゲートワービル12F）				
	りんくう出島医療センター設計・建設				
	外国医師等臨床修練生の受入開始				
	新たな塞栓材料等の開発・研究（府大との共同研究）				
高度獣医療拠点づくり事業	海外の大学や医療機関との交流				
	海外の大学等との交流				
	海外のペット（犬・猫）診療				
健康や医療目的の訪日観光促進事業	モニター実施				
	関係者間でデータ共有、健康・観光ツアーの企画・造成				
	医療機関等でのミニ・ツアー販売				
	特区内土士制度の整備				
	特区内土士の紹介、活用（医療通訳との連携）				
国際医療サポートセンター事業	国際外来実施				
	外国人診療機能の体制の強化				
	医療通訳の育成				
	りんくう総合医療センターでの実地研修（受入れ拡大）				
	遠隔医療通訳サービス				
	遠隔医療通訳サービスの開始				
	遠隔医療通訳サービスの本格化				
	国と協働で制度設計				
	認定制度の試行実施				
	認定制度の運用				
ホスピタリティ・地域魅力の向上事業	モニター実施				
	関係者間でデータ共有、体験交流型ミニツアーの企画・造成				
	地域体験ツアーの企画・造成				
	地域体験ツアーの取扱い				
	ホテルや観光案内所等でのミニ・ツアー販売				
	特区内土士制度の整備				
	特区内土士制度の運用				
	特区内土士の紹介、活用				

国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区



関空の目の前という立地特性を最大限に活かし、国内外の人々が訪れ、交流する、魅力と活力ある地域づくり

- 地域の医療資源を活用した国際医療交流の推進
- 医療通訳など訪日外国人へのホスピタリティ向上や地域魅力の向上により、観光立国の推進に寄与

本地域や大阪の活性化、国の新成長戦略の実現へ！

地域協議会：りんくうタウン国際医療交流推進協議会（会長：ゲートタワーIGTクリニック院長 堀信一）

現状・地域資源

国際医療交流の推進

- **大阪発祥の動脈塞栓術のがん医療専門クリニック**
・カテーテルを用いた動脈塞栓術に特化。全国のがん患者が訪れる、わが国有数の施設（H14～22年度で約7千件）。
・中国、台湾など海外の医療機関と活発に交流、経済産業省の海外向け医療機関紹介サイトに、がん10施設の1つとして掲載。
- **わが国有数の高度獣医療拠点**
・大阪府立大学獣医臨床センターは約30名の獣医師とリニアックやMRIなど最新設備を備え、H22年度で府域をはじめ、西日本などから約4,600件の診療実績。
- **世界から多くの人々が訪れる“日本の玄関口”**
・26ヶ国・地域、73都市、761便/週（H23年夏ダイヤ）の国際ネットワークで世界と結ばれる関空の玄関都市。多数の訪日外国人が宿泊（H22年4-6月期全国第6位・観光庁調べ）。

政策課題への取組み

- **国際交流を通じた高度がん医療機能の充実**
・外国医師との交流を通じた医療技術の一層向上
・国内外のがん患者に対し、より自分にあった様々な治療法を1か所で提供（りんくう出島医療センター計画）
- **国際交流を通じた高度獣医療機能の強化**
・国内外の医療機関との共同研究の促進
・国内外のペット（犬・猫）診療拠点機能の強化
- **健康や医療目的の訪日観光促進**
・生活習慣病対策など医療・健康をテーマとする訪日促進
・患者、同伴者を対象とするツアーを医療機関等で取扱い
・医療健康と観光の一貫した通訳サービスの提供

主な規制・制度の改善

- ・外国医師等臨床修練制度の緩和（診療所の対象化など）
- ・特定病床設置に係る手続緩和（国の協議・同意を不要とする）
- ・動物輸入検疫制度の緩和（府大獣医臨床センターでの診療に限り、検疫機能の一部を移管）
- ・旅行業法の特例（医療機関等における旅行商品の代理販売）
- ・通訳案内士法の特例（特区内で活動できる有償外国人ガイド）

訪日外国人へのホスピタリティや地域魅力の向上による訪日促進

- **国際外来で育つ実践的な医療通訳**
・地方独立行政法人りんくう総合医療センターは、わが国の医療機関に先駆けH18年に「国際外来」を開設。
・英、中、スペイン、ポルトガル語の医療通訳約60名を育成。医療通訳がNPO団体「IMEDIATA」を創設、H23年に一般社団法人化。

- **医療通訳など外国人診療機能の充実**
・多数の医療通訳養成、医療通訳レベルの“見える化”、域内外の医療機関との遠隔通訳ネットワークの構築
・外国人診療機能の体制の強化

- ・医療通訳の認定制度の創設（本地域をモデル地区に）
- ・外国人旅行者（急患等）に係る未収金の補てん制度の創設

外国人観光客訪日促進の取組み

- ・訪日外国人が多く訪れるアウトレットモールなどの観光資源。
- ・泉佐野市はH23年に観光庁「外客受入促進地域」に選定。

- **訪日外国人へのホスピタリティ、地域魅力の向上**
・地元通訳案内士による訪日外国人への地域魅力PR
・温泉や漁港など体験交流ツアーや関西広域ツアーの企画・販売

- ・通訳案内士法の特例（同上）
- ・旅行業法の特例（宿泊業者等による旅行商品の代理販売）

高度がん医療拠点の形成事業

外科治療等が功を奏せず、より自分にあった治療法を探し求めるがん患者



様々ながん治療法を1か所で提供、QOL(充実感や満足感を持って日常生活を送ること)を向上

海外の臨床修練医師等を受け入れ、相互の医療技術をさらに向上



「りんくう出島医療センター」を整備、国内外のがん患者へのサービスを充実

「臨床修練医師を送りたい」海外医療機関等からオファー
 ・海外の医療機関と活発に交流。中国、韓国、インド、オーストラリア、ブラジル、アメリカ、フランスなど交流のある医療機関等から、「臨床修練医師及び研究者を送りたい」との希望。
 ・経済産業省の海外向け医療機関紹介サイトに、がん10施設の1つとして掲載。

大阪発祥の動脈塞栓術のがん医療専門クリニック
 ・カテーテルを用いた動脈塞栓術に特化。全国のがん患者が訪れる、わが国有数の施設（H14～22年で約7千件。H22年実績は約1200件）。
 ・前段階として、動脈塞栓術を核に、免疫・漢方・温熱・カウンセリングを1か所で提供する「りんくう出島クリニック」をゲートタワービル12Fに開院（H23年10月1日）。

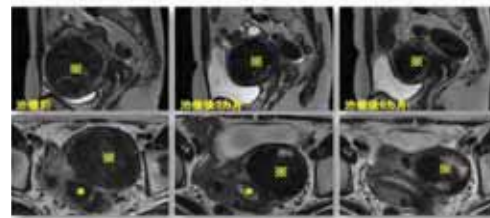
ゲートタワー IGT クリニック

Medical Excellence JAPAN (経済産業省関連事業)

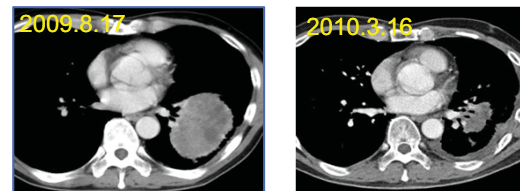


<治療例>

子宮全摘を免れた患者さんの例（子宮筋腫）



合併症のため手術ができなかった患者さんの例（肺腫瘍）



参考資料1

高度獣医療拠点づくり事業

アジア、特に中国におけるペット飼育熱の高まり

りんくうタウンの高い獣医療水準

人と動物が、
共に安心して暮らせる世界を目指して

国内外の高度獣医療拠点づくり

・関空の隣接性を活かし、相対的に獣医療水準の低いアジアからのペット（犬・猫）の診療を行い、国内外の高度獣医療の拠点を目指す。

公立大学法人大阪府立大学 （獣医臨床センター）

・約30名の獣医師と動物専用のリニアックやMRIなど最新設備を備える、わが国有数の高度獣医療拠点。H21年度に堺市からりんくうタウンに移転立地。地の利を活かし、H22年度には、府域をはじめ、西日本などから約4,600件診療。

国内外の大学や医療機関との交流 共同研究の促進

・国内の医療機関との共同研究の推進、新規治療のエビデンスを高めるサポートに取り組む。中国など海外の大学や医療機関とも交流。り患動物の紹介も可能。



健康や医療目的の訪日観光促進事業

世界中で関心が高まる、
健康や癒しを目的とする旅行

訪問患者や同伴者などを対象とする、
医療機関におけるツアー販売

医療機関や飲食店、温泉等が連携し、
健康・観光ツアーを企画

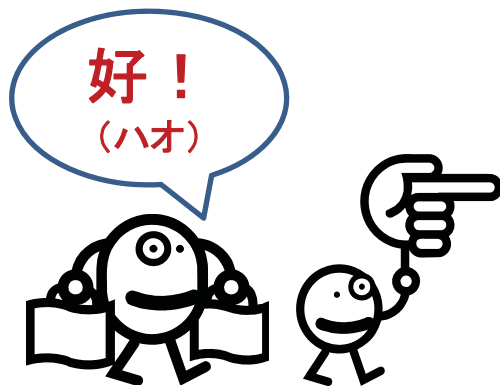
滞在中の空き時間を活用、
患者・同伴者がリフレッシュする機会の増加

健康や医療をテーマにした観光ツアー

・生活習慣病対策など医療・健康テーマの訪日促進。医療機関や飲食店、温泉等が連携し、現地の健康・観光ツアーを企画。

医療と観光の一貫した通訳サービス提供

・医療通訳が特区案内士を兼ねることで、訪日外国人に一貫した通訳サービスを提供、ホスピタリティを格段に向上。万一の体調の変化にも対応可能。



泉佐野市観光協会、泉佐野地球交流協会、
泉佐野観光ボランティア協会、JTB西日本
イバウト観光地域づくりプラットフォーム準備委員会など

参考資料3

国際医療サポートセンター事業

訪日外国人が急病に！

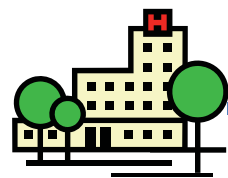
医療現場における言葉の壁

旅行先・出張先の最寄りの病院で、
誰もが安心して、適切な医療サービスが受けられるように

ICTを活用した 遠隔医療通訳ネットワーク

・IMEDIATA(りんくう国際医療通訳翻訳協会)を核に、
域内外の医療機関とネットワークを構築。

りんくう総合医療センター



訪日外国人



連携医療機関



IMEDIATA

医療通訳

関西
国際空港



実践的な医療通訳の育成

・大学等が実施する医療通訳講座の修了者を対象に、りんくう総合医療センターで実地研修を行い、実践的な医療通訳を数多く育成。

本地域をモデル地域に、 「医療通訳」の認定制度を創設

・りんくう総合医療センターは、わが国の医療機関に先駆けH18年に「国際外来」を開設、実践的な医療通訳約60名を育成。
・同病院の医療通訳により、H22年度にIMEDIATAを設立し、H23年7月に一般社団法人化。

ホスピタリティ・地域魅力の向上事業

訪日外国人にとって
最初に触れ、最後に訪れる“日本”



“日本”の印象をより良いものに..
地域を上げたおもてなし

特区案内土育成事業など
多言語対応の促進

・市内在住外国人を含む、地域を熟知した住民による地域ガイドの取組みや、スマートフォンを活用したクーポン券つき街案内ソフトの導入など。

ホテルのフロントなど
地域各所でミニツアー販売

・ホテルや観光案内所などにおいて、現地ミニツアーを販売するとともに、本地域を発着し、大阪市内、京都、神戸、奈良、和歌山を訪問するツアーを取り扱う。

訪日目的の一つ
ショッピング魅力の強化

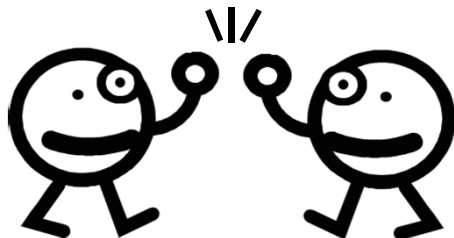
・訪日外国人がお土産として購入する化粧品、医薬品等の消費税免除など。

(ホテル、商業施設等を会員とする)

泉佐野市観光協会、泉佐野商工会議所など

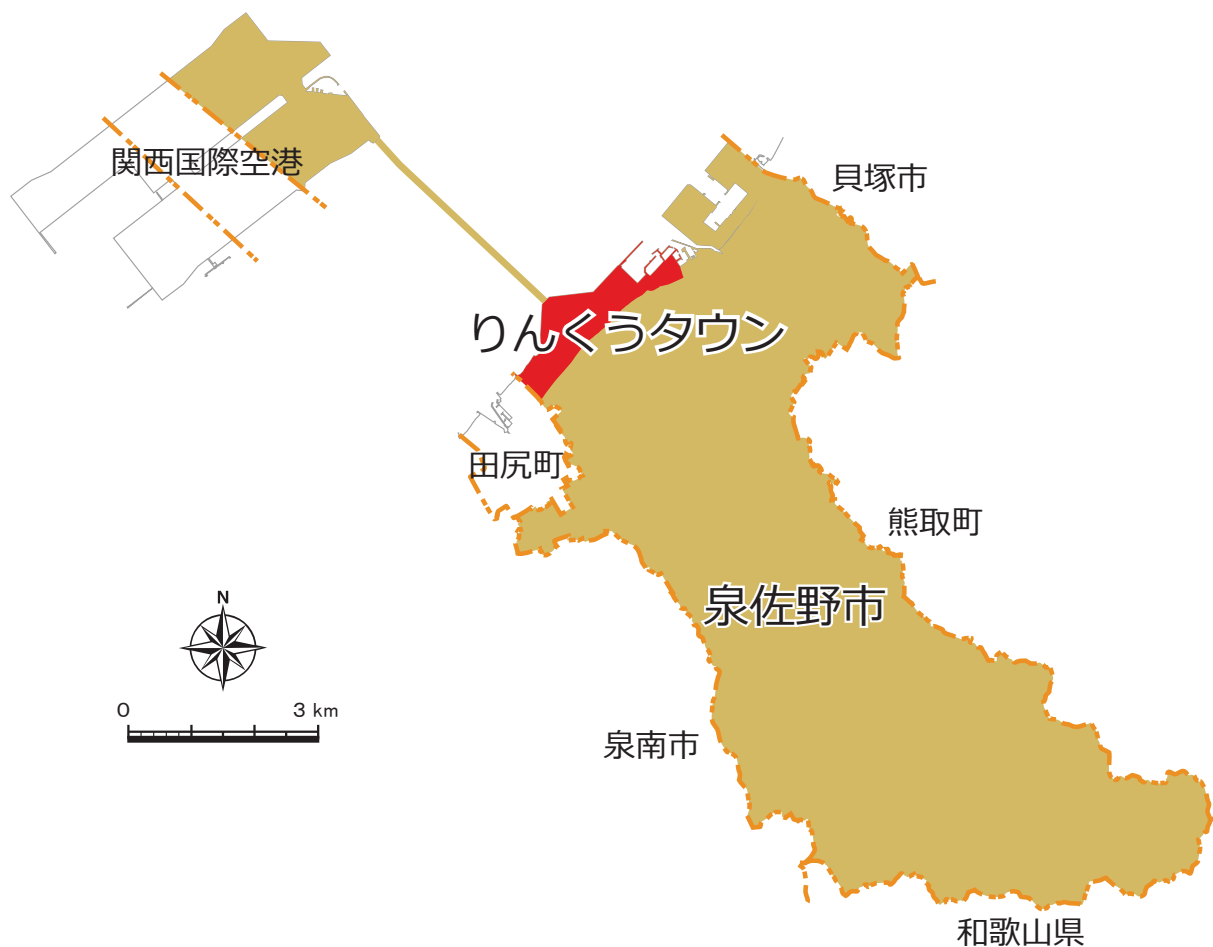
海外プロモーションの強化

・インターナショナルカフェの設置によるインターネット対策や、在阪の留学生に帰国後も本地域の魅力を伝えてもらう「親善大使」の取組みなど。



参考資料5

指定申請書の区域に含まれる行政区画を表示した図面



国際医療交流の拠点づくり
「りんくうタウン・泉佐野市域」
地域活性化総合特区

地域活性化総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

平成23年9月30日

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿

大阪府知事 橋 下 徹

大阪府泉佐野市長 千代松 大耕

総合特別区域法第33条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域の指定申請に伴い、新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

規制の特例措置等の提案書

1 提案団体名

大阪府、大阪府泉佐野市

2 提案内容

別表のとおり

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名:大阪府、泉佐野市

提案事項管理番号 ※事務局入力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分					
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
	外国医師等臨床修練制度に係る規制緩和 【高度がん医療拠点の形成事業】	①現行では、厚生労働大臣の指定は病院のみであるが、臨床修練を受入れる十分な体制があれば診療所の指定も可能であるはず。 ②厚生労働省通知では、臨床修練中の外国医師等が行う診療に対しては、報酬を支給しない。また、就労活動が可能なら在留資格を取得している外国医師等が、医療に関する知識及び技能の修得に付随する教授を行う場合には、報酬を支給するとされているが、運用では、デモンストレーションや実技による修練をする場合も含まれているとされており、解釈を明確化すべき。	日本の免許を持たない外国医師、外国看護師等が、診療業務等に従事して日本の優れた医療に関する知識・技能を習得したり、病院や医師間の交流を促進するため、診療所における臨床修練を認めるなど、臨床修練制度及びその運用を緩和する。 ①診療所も厚生労働大臣の指定を受けられるようにする。 ②「教授を行う場合」を「修練を行う場合」に変更し、報酬を支払うことができる場合を明確化する。また、臨床修練で訪日する場合は、就労活動が可能なら在留資格を付与する。	本提案による特例措置の適用を予定しているクリニックは、外国医師等の臨床修練について海外の医療機関等から意向が示されているが、現行制度が障壁となり実現できない状況。 臨床修練制度の弾力化により、臨床修練の受入れが進み、国際医療交流による相互の医療技術の向上が期待できるとともに、外国人患者に対するホスピタリティ向上を図る。	政策課題に掲げる「国際交流を通じた高度がん医療機能の強化及び患者サービスの充実」について、国際医療人材交流により、相互の交流促進と医療技術の一層の向上を図ることが必要。	解決策である「海外の医師等との交流促進」の実現には、一定の要件を満たす診療所において、臨床修練外国医師等の受入を可能とすることが必要。	○外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条四号、第三条第五項 ○「臨床修練制度の運営について(昭和63年7月4日健政発第387号各都道府県知事あて厚生省健康政策局長通知)」	厚生労働省 外務省	○					
	特定病床設置に係る手続きの緩和 【高度がん医療拠点の形成事業】	現行では、病床過剰地域であっても、特定病床として例外的に病床の整備が認められる場合があるが、本病床の設置については厚生労働省の協議・同意が必要となっている。 高度ながん治療を患者に提供するための特定病床設置に係る国への手続きの緩和を図ることで、大阪府の政策的判断により、これに係る特定病床の設置を進め、がん医療の充実と国際医療拠点の形成を図ることが必要。	次の要件を満たす医療機関を対象に、本地域りんくうタウン内に限定して、特定病床の特例に係る手続のうち、厚生労働省との協議・同意を不要とする。 (要件) ・高度ながん医療を提供できる医療機関であること。 ・国内外の医療ニーズに対応できる医療機関であること。	本提案による特例措置の適用を予定しているクリニックは、半数以上が大阪府域以外から訪れる全国的な医療機関(H23.8実績)であり、増大する患者ニーズに応えることができない状況。 また、クリニックにおけるがんの特定病床設置は過去に例がなく、実情を知る地域の判断により、ニーズを踏まえた施策判断ができるようにすることが必要であるため。	政策課題に掲げる「国際交流を通じた高度がん医療機能の強化及び患者サービスの充実」について、増床により、患者サービスの充実を図ることが必要。	解決策である「様々な治療法を集約した高度がん医療拠点の設置運営」の実現には、高度ながん治療を患者に提供するための特定病床設置手続きの緩和が必要。	○医療法第三十条の四 ○医療法施行令第五条の四 ○医療法施行規則第三十条の三十二の二	厚生労働省	○					
	ペット(犬・猫)の輸入検疫制度の緩和 【高度獣医療拠点づくり事業】	現行では、日本入国(輸入)時に輸出国での輸出待機期間(180日間)を経過していない海外のペット(犬・猫)は、家畜防疫官が動物検疫所に係留しなければならないが、また、検疫所への事前届出についても入国40日前との規定があり、海外のペット(犬・猫)の柔軟・迅速な診療の妨げとなっている。	海外のペット(犬・猫)について、輸出待機期間(180日間)を経過していない場合や事前届出日数(40日)が不足している場合であっても、大阪府立大学獣医臨床センターでの診療を目的とする入国に限り、検疫機能の一部を同センターに移管することにより、同センターの獣医師による診療を認める。	大阪府立大学獣医臨床センターは先端の獣医臨床資源を有し、動物検疫所と同等の管理体制により、輸出待機期間や事前届出日数が不足している海外のペット(犬・猫)についても、診療を行うことが十分可能である。 同センターでの診療を目的とする入国に限り、検疫機能の一部を移管し、輸出待機期間や事前届出日数の不足しているペット(犬・猫)でも診療を認めることによって、訪日外国人のペット(犬・猫)の同センターでの柔軟・迅速な診療を可能とする。	政策課題に掲げる「高度獣医療による国際交流・国際貢献」について、訪日外国人のペット(犬・猫)の柔軟・迅速な診療を可能とすることが必要。	解決策である「海外のペット(犬・猫)の診療の環境整備」の実現には、輸入検疫制度の緩和が必要。	○犬等の輸出入検疫規則第一条、第二条、第四条 ○家畜伝染病予防法施行規則第四十七条の三	農林水産省	○					

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名：大阪府、泉佐野市

提案事項管理番号 ※事務局入力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分					
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
	通訳案内士以外の者による有償ガイドの特例 【健康や医療目的の訪日観光促進】 【ホスピタリティ・地域魅力の向上事業】	現行では、報酬を得て通訳案内を行う場合は通訳案内士の登録が必要。しかし、資格合格率は12.9%（平成22年度通訳案内士試験）であり、増大する訪日外国人の需要に対応できない。平成19年度からは、活動区域を都道府県内に限った地域限定通訳案内士の資格が創設されたが、都道府県による試験の実施が必要。増大する訪日外国人に対応するためには、地域で活動するボランティアガイドの報酬受取りを認めることで、通訳案内者の裾野を広げることが必要。	泉佐野市が実施する、地域活性化総合特別区域通訳案内士に関する研修を修了した者が、本地域内において報酬を得て通訳案内を行うことを認める。	医療通訳が通訳案内を行えるようにすることで、患者や同伴者などが滞在中の空き時間を活用してツアーに参加できる態勢を整える。 また、増大する訪日外国人に対応するため、総合特別区域法の規定を活用することで、現在、地域で活動しているボランティアガイドの報酬受取りを可能とし、在住外国人など通訳案内者の裾野を広げることが必要。	政策課題に掲げる国際医療交流の推進のうち、「健康や医療目的の訪日観光促進」のためには言語上の課題解決が必要。 また、「訪日外国人へのホスピタリティ・地域魅力の向上」について、通訳案内者の裾野を広げることが必要。	解決策に掲げる、患者や同伴者が、現地でツアーに参加する場合に、医療と観光で一貫した通訳サービスを提供。万一の容態変化にも対応が可能。 地域住民のおもてなしをするため、地域の魅力を熟知している住民が有償の通訳案内を可能とする。	○通訳案内士法第三十六条 ○総合特別区域法第四十三条	観光庁	○					
	旅行業法の特例 【健康や医療目的の訪日観光促進】 【ホスピタリティ・地域魅力の向上事業】	現行では、他社の旅行商品を代理して販売するためには、営業所ごとに旅行業務取扱管理者を置かなければならない。 しかし、試験合格率は32.8%（平成22年度国内旅行業務取扱管理者試験）と低いため、外国人旅行者の利便性向上、あるいは、治療等の空き時間を活用して患者や同伴者等が心身をリフレッシュさせる機会の増加を図るためには、一定の質を担保しつつ販売要件を緩和し、宿泊業者等（ホテル旅館等）や医療機関における旅行商品の代理販売を可能とすることが必要。	一定の研修を修了した者を旅行業務取扱管理者とみなすことで、本地域内の宿泊業者等（ホテル旅館等）や医療機関における医療事務受託者が旅行業者代理業を営むことを認める。	治療の空き時間等を活用して、長期滞在の患者や同伴者等が本地域の内外を観光することは、QOLの改善という観点から有意義。 また、一般の宿泊観光客に対して、空き時間を有効活用できる旅行商品を代理販売することは、本地域を含む近隣エリアの魅力に気づいてもらい、リピーター化につながる事が期待できる。 医療機関における旅行商品の代理販売要件を緩和する本提案は、本特区の実現に資するとともに、従来にない画期的・斬新なものであり、併せて宿泊業者等での販売を認め、包括的な取組みを進める。	政策課題に掲げる国際医療交流の推進のため、「健康や医療目的の訪日外国人観光客の誘致促進」とともに、治療目的で来日した外国人に現地ツアーに参加する環境整備が必要。 また、「訪日外国人へのホスピタリティ・地域魅力の向上」について、宿泊の空き時間に現地ツアーに参加する環境整備が必要。	解決策に掲げる、生活習慣病対策など医療・健康をテーマとするツアーの企画・販売を行うとともに、患者やその同伴者が現地ツアーに参加しやすいように医療機関等でツアーを取り扱う。 また、宿泊観光客が空き時間に参加でき、魅力ある、現地体験・交流型のミニツアーを企画し、ホテルや観光案内所でツアーを取り扱う。	○旅行業法第十一条の二 第一項	観光庁	○					

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名：大阪府、泉佐野市

提案事項管理番号 ※ 事務局入力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分				
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他
	医療通訳認定制度の創設（医療言語人材の資格化）【国際医療サポートセンター事業】	グローバル化の進展により、医療現場における「言葉（文化）の壁」の解消は急務。 ①医療通訳（医療言語人材）は、その養成課程により、レベルに大きなバラツキが見られること。 ②生命を預かる医療現場における通訳業務には、高い倫理性とスキルが要求されるが、現在はボランティアベースでのサービス提供となっていること、 から、医療通訳の認定制度が必要。	本地域では、平成18年にりんくう総合医療センターに、わが国の医療機関に先駆けて「国際外来」を開設し、約60名の実践的な医療通訳が養成され、通訳者の組織「IMEDIATA」が設立されている。 そこで、本医療機関、団体をモデルに、医療通訳の認定制度について検討を行い、制度を創設。	医療通訳の育成は他の地域でも取り組まれているが、医者等医療者が組織的に育成する仕組みを構築しているのは本地域だけ。本提案は、この仕組みをモデルとして他地域へ波及させる画期的・斬新なものである。 また、今後訪日外国人、在住外国人のニーズは一層増加するため、医療通訳機能の拡大を進める必要がある。医療通訳者を配置するに当たっては、一定の質を客観的に証明する必要性に迫られている。 本提案は、国と地方の協働プロジェクトである総合特区制度でこそ実現可能。	政策課題に掲げる「医療通訳など外国人診療機能の充実」について、訪日外国人の安心をサポートし、ホスピタリティ向上を図ることが必要。	解決策である「医療通訳など外国人診療機能の充実」の実現には、医療通訳レベルの「見える化」が必要。			○				
	法人税に係る特別償却又は税額控除の限度額引き上げや登録免許税の免除【高度がん医療拠点の形成事業】【ホスピタリティ・地域魅力の向上事業】	本地域への進出企業に対する支援措置は特になし。	本地域に進出（既存事業者が拡張する場合を含む。）する事業者に対し、法人税に係る特別償却又は税額控除の限度額引き上げや、登録免許税の免除などの特例措置を行う。	国際医療交流の推進には拠点となるセンターの整備が必須。また、観光立国の推進に向けては、地域魅力の向上が必要。事業者の経営安定化が図られるまでの間、税制面での支援が必要であるため。	政策課題に掲げる「国際交流を通じて高度がん医療機能の強化及び患者サービスの充実」及び「訪日外国人へのホスピタリティ・地域魅力の向上」について、拠点の整備や地域魅力の向上を図ることが必要。	解決策である「様々な治療法を集約した高度がん医療拠点の設置運営」及び「日本体験・交流型ミニツアーの企画及び宿泊施設等における取扱い」の実現には、事業者の進出（拡張）に対するインセンティブが必要。	○法人税法 ○登録免許税法	国税庁		○			
	寄付金等の控除又は損金算入の措置【高度がん医療拠点の形成事業】【国際医療サポートセンター事業】【ホスピタリティ・地域魅力の向上事業】	国際医療交流に取組む医療法人や、医療通訳サービス提供者事業者などに対する支援措置は特になし。	国際医療交流に取組む医療法人、医療通訳サービス提供者事業者等に対し、寄付金等の控除又は損金算入の措置を認める。	国際医療交流の推進には拠点となるセンターの整備・運営が必須。また、観光立国の推進に向けては、地域魅力の向上が必要。これらの取組みに賛同する法人や個人の資金を得やすい環境を整えるため、税制面での支援が必要。	政策課題に掲げる「国際交流を通じて高度がん医療機能の強化及び患者サービスの充実」及び「訪日外国人へのホスピタリティ・地域魅力の向上」について、拠点の整備・運営や地域魅力の向上を図ることが必要。	解決策である「様々な治療法を集約した高度がん医療拠点の設置運営」や、外国人診療のための医療通訳によるサポート、その他ホスピタリティ向上の取組みの促進のためには、寄付等による活動資金が必要。	○法人税法 ○所得税法	国税庁		○			
	訪日外国人が購入する化粧品、医薬品等の消費税免除【健康や医療目的の訪日観光促進】【ホスピタリティ・地域魅力の向上事業】	訪日外国人がみやげ品等として購入する物品については、一定の要件の下に消費税が免除されるが、飲料品、たばこ、医薬品、化粧品、フィルム、電池などの消耗品は対象外となっている。	医薬品、化粧品などを多数購入する場合、日本ですべて消費するとは考えられないため、一定金額以上については、消費税を免除する。	本地域は訪日外国人が空港に到着して最初に触れ、最後に訪れる地域として、日本の印象形成に重要な地域であることから、外国人訪問の目的の一つであるショッピングの魅力を強化することで、外国人へのホスピタリティや地域魅力の向上を図ることが必要。訪日促進や消費拡大に大いに寄与すると考えられる。	政策課題に掲げる「訪日外国人へのホスピタリティ・地域魅力の向上」について、ショッピングの魅力を強化することが必要。	解決策である「ショッピング魅力の強化」の実現には、ショッピングツアー等で外国人に人気の化粧品等購入に対するインセンティブが必要。	○消費税法	国税庁		○			

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名：大阪府、泉佐野市

提案事項管理番号 ※ 事務局入力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分					
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
	りんくう総合医療センターにおける訪日外国人等の診療機能充実【国際医療サポートセンター事業】	H22年度経済産業省「国際医療交流人材育成事業」では、補助・交付金制度はない。また、H23年度は実施されていない。	りんくう総合医療センター「国際外来」において、外国人患者の受付や入院の手配あるいは海外（保険会社等）とのネゴシエーションなど医療に精通した医療人材の育成及び立上期の人件費を補助。	りんくう総合医療センターは平成18年度に国際外来を開設し、外国人診療件数は毎年増加していることから、国際外来機能の充実を図り、外国人の訪日促進に寄与するため。国の観光立国の取組みを downstream のものとして、立上期（3年間）のみ全額補助をお願いしたい。	政策課題に掲げる「医療通訳など外国人診療機能の充実」について、国際外来機能の充実を図ることが必要。	解決策である、外国人診療機能の充実のためには、外国人診療を受け付け、コーディネート業務担当者を育成、配置することが必要。	○国際医療交流人材育成事業	経済産業省				○		
	ICTを活用した遠隔医療通訳サービスの提供【国際医療サポートセンター事業】	総務省「地域ICT活用広域連携事業」があるが、委託事業であるため、機器類については、必要最小限かつ原則リース又はレンタルとされている。また、実施主体は自治体、100%出資法人、NPO法人に限られているが、実施主体として想定しているIMEDIATAは、一般社団法人であり、対象とはならない。	訪日外国人等が安心して日本で滞在、観光、ビジネスを行える環境整備として、「IMEDIATA（りんくう国際医療通訳翻訳協会）」を核に、府内外の医療機関とのネットワークを構築、ICTを活用した遠隔医療通訳サービスを提供する。	現在、不慮の医療トラブルに直面した外国人旅行者が、他府県からわざわざ本地域のりんくう総合医療センターまで来られているため、旅行先の最寄りの医療機関で適切な医療が受診できるようにする必要がある。国の観光立国の取組みを downstream のものとして、初期的なネットワーク構築事業のみ全額補助をお願いしたい。	政策課題に掲げる「訪日外国人へのホスピタリティ及び地域魅力の向上」について、訪日外国人の安心をサポートすることが必要。	解決策である「医療通訳など外国人診療機能の充実」の実現には、日本のどこで怪我や病気になっても、安心して外国人の診療を行える体制を整備することが必要。	○地域ICT活用広域連携事業	総務省				○		
	急患等外国人旅行者に係る未収金の補てん制度創設【国際医療サポートセンター事業】	訪日外国人が不慮の疾病等で医療機関で診療を受ける場合は、原則として保険外診療となるが、治療費が未収金となるケースがある。厚生労働省に「医療施設運用費等補助金交付制度」「医療機関未収金対策支援事業」があるが、対象施設が救命救急センターであったり、対象経費が訴訟等事務委託費等であったりすることから、要件を満たさない。	訪日外国人に対して提供した、不慮の疾病等に対する医療サービスのうち、他の法律の適用を受けないものについて、当該医療機関において回収の努力を行ったにもかかわらず、一定期間経過後も徴収できなかった医療費について、観光立国の推進の立場から、国が補てんを行う。	りんくう総合医療センターでは、平成18年度に国際外来を開設し、診療件数は毎年増加している。それに伴い、未収金が発生し、医療機関としては応召義務があるが、外国人診療に消極的になることが危惧される。そのため、将来にわたって安定かつ安心して外国人の診療を行える体制を整備する必要がある。それにより外国人が安心して訪日することにつながるため。	政策課題に掲げる「訪日外国人へのホスピタリティ及び地域魅力の向上」について、訪日外国人の安心をサポートすることが必要。	解決策である「医療通訳など外国人診療機能の充実」の実現には、将来にわたって安定かつ安心して外国人の診療を行える体制を整備することが必要。	○医療施設運用費等補助金交付制度 ○医療機関未収金対策支援事業	厚生労働省				○		
	国際医療交流関連施設整備に関する補助制度【高度がん医療拠点の形成事業】	厚生労働省には、「医療施設等施設整備費補助金交付要綱」があるが、交付目的が、へき地医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図ることに限定されており、国際医療交流により国内外の患者の診療を行う施設は、要件を満たしていない。	関西国際空港の対岸にあり、国内外からのアクセスに優れたりんくうタウンにおいて、国際医療交流を進める医療施設の整備を促進するため、本施設整備について補助対象としていただきたい。	海外の医師等の交流を通じて医療機能の充実を図り、また、様々ながん治療法を1か所に集めて、より自分にあった治療法を提供する施設を整備し、国内外のがん患者へのサービス充実を図るため。	政策課題に掲げる「国際交流を通じた高度がん医療機能の強化及び患者サービスの充実」について、高度がん医療拠点の形成を図ることが必要。	解決策である「様々な治療法を集約した高度がん医療拠点の設置運営」の実現には、様々ながん治療法を1か所で提供する「りんくう出島医療センター」を整備し、より自分にあった治療法を患者に提供できる仕組みを構築することが必要。	○医療施設等施設整備費補助金交付要綱	厚生労働省				○		

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名:大阪府、泉佐野市

提案事項管理番号 ※ 事務局入力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分					
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
	宿泊施設等における多言語表示の促進など【ホスピタリティ・地域魅力の向上事業】	経済産業省(中小企業庁)に「中小商業活力向上事業」があるが、補助対象者が商店街振興組合等に限定されており、市内宿泊施設・商業施設・泉佐野市観光協会における多言語対応の促進は、要件を充たしていない。	宿泊施設や商業施設における多言語表記による案内板の設置やパンフレットやガイドマップ作成などを促進するための経費補助を行うことにより、訪日外国人の受入環境水準の向上を図り、外客の消費意欲を刺激するとともに、まちの周遊性・回遊性を高める。	国の観光立国の推進を支援するものとして、対象を拡大し、「インバウンド観光地域づくりプラットフォーム準備委員会」を中心とするネットワーク構築の初期段階における支援をお願いしたい。	政策課題に掲げる「訪日外国人へのホスピタリティ・地域魅力の向上」について、訪日外国人の受入環境水準の向上を図ることが必要。	解決策である「多言語対応の促進」の実現には、宿泊施設や商業施設における多言語表記の促進が必要。	○中小商業活力向上事業	経済産業省(中小企業庁)				○		
	街案内ソフト(多機能携帯電話)の導入【ホスピタリティ・地域魅力の向上事業】	総務省に「地域ICT活用広域連携事業」があるが、機器類は必要最小限とされており、市内の宿泊施設及び観光案内所で端末機の貸与を行うには、まとまった数量が必要。	街案内ソフト及び位置情報システムを搭載したタブレット型端末やスマートフォンなどの多機能携帯電話を宿泊施設や観光案内所で貸与、訪日外国人が安心してまちを周遊・回遊できる環境整備を行う。	国の観光立国の推進を支援するものとして、貸与数を拡大し、「インバウンド観光地域づくりプラットフォーム準備委員会」を中心とするネットワーク構築の初期段階における支援をお願いしたい。	政策課題に掲げる「訪日外国人へのホスピタリティ・地域魅力の向上」について、訪日外国人の受入環境水準の向上を図ることが必要。	解決策である「多言語対応の促進」の実現には、街案内ソフトを活用した回遊性・周遊性の向上が必要。	○地域ICT活用広域連携事業	総務省				○		
	まちかどインターナショナルカフェの設置【ホスピタリティ・地域魅力の向上事業】	経済産業省(中小企業庁)に「中小商業活力向上事業」があるが、補助対象者が商店街振興組合等に限定されており、観光協会が対象とならざる要件を充たしていない。	訪日外国人旅行者の情報収集の場及び日本人又は在住外国人と訪日外国人の交流の場として、「まちかどインターナショナルカフェ」を整備し、安心して街を周遊・回遊できる環境整備及び訪日外国人に快適な空間の提供を行う。	国の観光立国の推進を支援するものとして、対象を拡大し、「インバウンド観光地域づくりプラットフォーム準備委員会」を中心とするネットワーク構築の初期段階における支援をお願いしたい。	政策課題に掲げる「訪日外国人へのホスピタリティ・地域魅力の向上」について、訪日外国人の受入環境水準の向上を図ることが必要。	解決策である「多言語対応の促進」の実現には、訪日外国人にとって快適に過ごせる空間の提供が必要。	○中小商業活力向上事業	経済産業省(中小企業庁)				○		
	総合特区支援利子補給金の支給【高度がん医療拠点の形成事業】 【ホスピタリティ・地域魅力の向上事業】	広く国内外の患者の診療を行う施設の建設等に対する支援措置は、特になし。	関西国際空港の対岸にあり、国内外からのアクセスに優れたりんくうタウンにおいて、国際医療交流を進める医療施設の整備を促進するため、本施設の建設等に必要資金を貸付る金融機関に対して利子補給金の支給をお願いしたい。	海外の医師等の交流を通じて医療機能の充実を図り、また、様々ながん治療法を1か所に集めて、より自分にあった治療法を提供する施設を整備し、国内外のがん患者へのサービス充実を図るため。	政策課題に掲げる「国際交流を通じた高度がん医療機能の強化及び患者サービスの充実」について、高度がん医療拠点の形成を図ることが必要。	解決策である「様々な治療法を集約した高度がん医療拠点の設置運営」の実現には、様々ながん治療法を1か所で提供する「りんくう出島医療センター」を整備し、より自分にあった治療法を患者に提供できる仕組みを構築することが必要。	○総合特別区域法第五十六条第一項						○	

※「区分」欄には、該当する区分に「○」を記載してください。(複数記入可。)

地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	りんくうタウン国際医療交流推進協議会
地域協議会の設置日	平成 23 年 1 月 26 日設立。 平成 23 年 9 月 1 日に総合特区法に基づく地域協議会に位置づけ
地域協議会の構成員 ※50 音順	泉佐野観光ボランティア協会 泉佐野市 泉佐野市観光協会 泉佐野商工会議所 特定非営利活動法人泉佐野地球交流協会 一般社団法人IMEDIATA(りんくう国際医療通訳翻訳協会) 大阪府 公立大学法人大阪府立大学(生命環境科学部附属獣医臨床センター) ゲートタワーIGTクリニック 株式会社 JTB 西日本 地方独立行政法人りんくう総合医療センター りんくう出島株式会社
協議を行った日	平成 23 年 9 月 1 日、平成 23 年 9 月 28 日(地域協議会位置付け後のみ記載)
協議の方法	協議会を開催
協議会の意見の概要	<p>第1回地域協議会(平成 23 年 9 月 1 日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申請内容について、以下の意見あり。 <ul style="list-style-type: none"> ・コンセプトで国際交流を打ち出すのはよいが、国内他地域からも多くの方が訪れている。 ・様々な医療を 1 か所で提供することは、わが国の課題である医療費の削減にもつながる。 ・今回の取組みを国内だけでなく海外にも知ってもらうプロモーションが必要。 ・数値指標について、地域の宿泊者数だけでなく訪問者数も含めるべき。 ○その他、以下の意見あり。 <ul style="list-style-type: none"> ・評価の客観性を担保するため、外部評価の仕組みを導入してはどうか。 ・協議会に、事業を実施する旅行業者や施設整備に貸し付けを行う金融機関に参画してもらってはどうか。 <p>第2回地域協議会(平成 23 年 9 月 28 日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申請内容について、若干の文言修正意見があったが、基本的に了承され、構成員が一丸となって取り組むこととなった。 ○なお、協議会に、地域振興に取り組む泉佐野商工会議所に参画してもらってはとの意見があった。
意見に対する対応	<p>第 1 回協議会の意見への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申請内容に関しては、意見を踏まえて記載を追加した。 ○外部評価員は、京都大学川上教授と大阪観光大学浦教授に就任いただいた。 ○旅行業者は、泉佐野市の観光コンシェルジュ事業を受託する JTB 西日本が協議会に参画し、金融機関は紀陽銀行(地域振興部)がオブザーバー参画することとなった。 <p>第2回協議会の意見への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申請内容について、意見を踏まえて文言変更し、申請することとした。 ○協議会の場で泉佐野商工会議所が構成員となることを了承された。

指定申請書に記載した事業で、併せて提案した規制の特例措置等の適用を見込む事業の一覧（参考資料）

事業名	適用を見込む規制の特例措置等	新たな提案
高度がん医療拠点の形成事業	外国医師等臨床修練制度に係る規制緩和【規制の特例措置】	○
	特定病床設置に係る手続きの緩和【規制の特例措置】	○
	医療施設等施設整備費補助制度の拡充【財政上の支援措置】	○
	法人税に係る特別償却又は税額控除の限度額引き上げ、登録免許税の免除【税制上の支援措置】	○
	寄付金等の控除又は損金算入の措置【税制上の支援措置】	○
	総合特区支援利子補給金の支給【金融上の支援措置】	
高度獣医療拠点づくり事業	ペット(犬・猫)の輸入検疫制度の緩和【規制の特例措置】	○
健康や医療目的の訪日観光促進事業	通訳案内士法の緩和【規制の特例措置】	
	旅行業法の特例【規制の特例措置】	○
	訪日外国人が購入する化粧品、医薬品等の消費税免除【税制上の支援措置】	○
国際医療サポートセンター事業	医療通訳認定制度の創設【制度の創設】	○
	りんくう総合医療センターにおける訪日外国人等の診療体制の充実【財政上の支援措置】	○
	ICTを活用した遠隔医療通訳サービスの提供【財政上の支援措置】	○
	外国人旅行者に係る未収金の補てん制度創設【財政上の支援措置】	○
	寄付金等の控除又は損金算入の措置【税制上の支援措置】	○
ホスピタリティ・地域魅力の向上事業	通訳案内士法の緩和【規制の特例措置】	
	旅行業法の特例【規制の特例措置】	○
	訪日外国人が購入する化粧品、医薬品等の消費税免除【税制上の支援措置】	○
	寄付金等の控除又は損金算入の措置【税制上の支援措置】	○
	法人税に係る特別償却又は税額控除の限度額引き上げ、登録免許税の免除【税制上の支援措置】	○
	多言語表記の促進【財政上の支援措置】	○
	ICTを活用した観光情報提供【財政上の支援措置】	○
	訪日外国人の交流の場の整備【財政上の支援措置】	○
	総合特区支援利子補給金の支給【金融上の支援措置】	

※ 新たに提案したものに加え、総合特別区域基本方針第5「総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画」に記載されているものについても、記載。

※ 新たに提案したものについては、「新たな提案」の欄に「○」を記載。

指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧(参考資料)

●基本事項

地方公共団体に関する情報	地方公共団体名	大阪府、泉佐野市	担当部署名	大阪府(住宅まちづくり部タウン推進室) 泉佐野市(市長公室)	担当者名		電話番号		E-Mail	
総合特別区域の名称	国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区			国際・地域の別	地域	対象地域	大阪府泉佐野市の区域		計画期間	平成 23 年度 ~ 平成 27 年度 (5 年間)

●国の財政支援を希望する事業

事業番号	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	総事業費 (単位:千円)	年度別 事業費(上段)・国費(下段) (単位:千円)				
									H23	H24	H25	H26	H27
1	高度がん医療拠点の形成事業	海外の医師等との交流を行い、国内外のがん患者に対し、より自分にあった様々な治療法を1か所で提供する「りんくう出島医療センター」を整備し、患者サービスの充実と医療費の縮減を図る。	ゲートタワーIGTクリニック、りんくう出島(株)、特定目的会社など	厚生労働省	医療施設等施設整備費補助金	拡充	交付対象に広く国内外の患者を対象とする医療施設を追加いただきたい。 都道府県の補助について、施設整備費への補助に替えて、土地取得費への補助とすることを認めていただきたい。	4,000,000	0	1,600,000	1,200,000	1,200,000	0
								840,000	0	280,000	280,000	280,000	0
2	国際医療サポートセンター事業 (外国人診療の環境整備)	りんくう総合医療センターにおいて、外国人患者の受付や入院の手配あるいは海外保険会社等との交渉などを行う、医療等の知識を有し、語学に精通する人材の育成・配置を行う。	りんくう総合医療センター	経済産業省	国際医療交流人材育成事業	拡充	H22年度経産省「国際医療交流人材育成事業」では、補助・交付金制度はない。 国の観光立国の推進を下支えするものとして、制度を拡充し、立上期(3年間)のみ全額補助をお願いしたい。	88,000	0	22,000	22,000	22,000	22,000
								66,000	0	22,000	22,000	22,000	0
3	国際医療サポートセンター事業 (訪日外国人診療の未収金対策)	訪日外国人に対して提供した、不慮の疾病等に対する医療サービスのうち、他の法律の適用を受けないものについて、当該医療機関において回収の努力を行ったにもかかわらず、一定期間経過後も徴収できなかった医療費を補てんする。	りんくう総合医療センターなど	厚生労働省	医療施設運用費等補助金交付制度	拡充	厚生労働省の補助制度があるが、対象施設が救命救急センターであるなど要件を満たしていない。 国の観光立国の推進を下支えするものとして、国としての制度化をお願いしたい。なお、年間での発生額が増減すると予測されることから、一定額を積み立てる方式が有用と考えられる。	150,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
								150,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
4	国際医療サポートセンター事業 (遠隔医療通訳ネットワーク)	域内外の医療機関において、訪日外国人等の診療の際に、言語サポートを行うため、タブレット型端末によるフェイス・ツウ・フェイスの遠隔医療通訳ネットワークを構築する。	りんくう総合医療センター、IMEDIATA、連携病院	総務省	地域ICT利活用広域連携事業	拡充	委託事業であり、機器類は、必要最小限かつ原則リース又はレンタルとされ、実施主体は自治体等に限定されている。 国の観光立国の推進を下支えするものとして、制度を拡充し、ネットワーク構築の初期段階の支援をお願いしたい。	16,000	1,000	5,000	5,000	5,000	0
								16,000	1,000	5,000	5,000	5,000	0
5	ホスピタリティ・地域魅力の向上事業 (多言語表記)	訪日外国人の周遊性・回遊性を向上を図るため、HPの多言語化及び多言語表記による案内板の設置、多言語表記のガイドマップ作成により、安心して街を周遊・回遊できる環境整備を行う。	市内宿泊施設・商業施設・観光協会	経済産業省(中小企業庁)	中小商業活力向上事業	拡充	補助対象者が商店街振興組合等に限定されており、また補助対象事業が商店街の活性化や商業集積の活性化に限定されるなど要件を満たしていない。 国に観光立国の推進を下支えするものとして、ネットワーク構築の初期段階の支援をお願いしたい。	29,000	0	7,500	6,000	6,000	9,500
								29,000	0	7,500	6,000	6,000	9,500

指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧(参考資料)

●基本事項

地方公共団体に関する情報	地方公共団体名	大阪府、泉佐野市	担当部署名	大阪府(住宅まちづくり部タウン推進室) 泉佐野市(市長公室)	担当者名		電話番号		E-Mail	
総合特別区域の名称	国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区			国際・地域の別	地域	対象地域	大阪府泉佐野市の区域		計画期間	平成 23 年度 ~ 平成 27 年度 (5 年間)

●国の財政支援を希望する事業

事業番号	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	総事業費 (単位:千円)	年度別 事業費(上段)・国費(下段) (単位:千円)				
									H23	H24	H25	H26	H27
6	ホスピタリティ・地域魅力向上事業 (ICT観光情報提供)	街案内ソフト及び位置情報システムを搭載したタブレット型端末やスマートフォンなどの多機能携帯電話を宿泊施設や観光案内所で貸与、訪日外国人が安心してまちを周遊・回遊できる環境整備を行う。	泉佐野市観光協会・市内宿泊施設・観光案内所	総務省	地域ICT活用広域連携事業	拡充	機器類は必要最小限とされているが、市内の宿泊施設及び観光案内所で端末機の貸与を行うには、まとまった数量が必要。 国の観光立国の推進を支えるものとして、貸与数を拡大し、ネットワーク構築の初期段階における支援をお願いしたい。	35,950	0	14,950	7,000	7,000	7,000
								35,950	0	14,950	7,000	7,000	7,000
7	ホスピタリティ・地域魅力の向上事業 (まちかどインターナショナルカフェ)	訪日外国人旅行者の情報収集の場及び日本人又は在住外国人と訪日外国人の交流の場として、「まちかどインターナショナルカフェ」を整備。安心して街を周遊・回遊できる環境整備及び訪日外国人旅行者に快適な空間の提供を行う。	泉佐野市観光協会(泉佐野観光ボランティア協会)	経済産業省(中小企業庁)	中小商業活力向上事業	拡充	補助対象者が商店街振興組合等に限定されており、観光協会が対象となっておらず要件を充たしていない。 国の観光立国の推進を支えるものとして、対象を拡充し、ネットワーク構築の初期段階における支援をお願いしたい。	7,500	0	1,500	2,000	2,000	2,000
								7,500	0	1,500	2,000	2,000	2,000

- 「事業名」欄には、総合特区指定申請書に記載されたものと同じ名称を用いてください。
- 「事業内容」欄には、目的・対象者・規模等が分かるよう、かつ簡潔に記載してください。
- 「国の制度名」欄には、既存制度名や要綱名を記載してください。なお、作成団体で分からない場合、都道府県や地方支分部局等に可能な範囲内で問合せの上、記載してください。(どうしても分からない場合、「不明」で可)
新規制度の創設を希望する場合は空欄のままにしておいてください。
※内閣府所管の「総合特区推進調整費」は各府省の予算制度を補完するものであるため、「国の制度名」には各府省の予算制度名を記載してください。(総合特区推進調整費を記載することはできません。)
- 「新規拡充」欄には、新規制度の創設を希望する場合は「新規」を、既存制度の拡充を希望する場合は「拡充」を選択してください。(いずれでもない場合は空欄)
- 「新規・拡充内容」欄には、「新規」の場合は国が財政支援すべき理由を、「拡充」の場合は拡充の内容と理由を記載してください。
- 事業数が10を超える場合は、適宜、行挿入して追加してください。
- 「事業費」欄:補助金(交付金)の場合は補助(交付)対象経費を、地方負担がない事業の場合には国費相当額を記載してください。
- 「年度別事業費・国費」欄について、財政支援措置を希望する年度が5ヶ年を超える場合、適宜記入欄を追加してください。

りんくうタウン国際医療交流推進協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、「りんくうタウン国際医療交流推進協議会」と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、総合特別区域法第42条に規定する地域活性化総合特別区域協議会として、りんくうタウン・泉佐野市地域について、国際医療交流の拠点づくりにより国際貢献及び国際交流並びに地域の活性化を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際医療交流及び地域活性化に関する調査、研究及び意見交換
- (2) 総合特別区域法に基づく地域活性化総合特別区域の指定の申請及び地域活性化総合特別区域計画の作成に関する協議並びにその他必要な事業
- (3) 総合特別区域基本方針に基づく地域総合特区の評価及びその他必要な事業
- (4) その他本協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本協議会の会員は、別表のとおりとする。

(会長及び副会長)

第5条 本協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、本協議会を代表して協議会の運営に当たる。
- 3 副会長は、会長を補佐して会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(顧問等)

第6条 本協議会に、必要に応じて顧問その他必要な職を置くことができる。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて意見を求めるため、会員以外の者を招聘することができる。

(ワーキング・グループ)

第8条 本協議会に、必要に応じてワーキング・グループを置くことができる。

2 ワーキング・グループの組織、運営その他必要な事項は別に定める。

(事務局)

第9条 本協議会の事務を処理するため、大阪府住宅まちづくり部タウン推進室に事務局を置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(附則) この規約は、平成23年1月26日から施行する。

(附則) この規約は、平成23年9月1日から施行する。

(附則) この規約は、平成23年9月28日から施行する。

別 表 (50音順)

泉佐野観光ボランティア協会
泉佐野市
泉佐野市観光協会
泉佐野商工会議所
特定非営利活動法人 泉佐野地球交流協会
一般社団法人 I M E D I A T A
大阪府
公立大学法人 大阪府立大学
ゲートタワー I G T クリニック
株式会社 J T B 西日本
地方独立行政法人 りんくう総合医療センター
りんくう出島 株式会社